

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	技術・建設 業課	令和6年度営 繕積算システ ム等整備業務	令和6年 7月1日	1,035,100	一般財団法人 建築コス ト管理システム研究所	東京都港区西新橋3-25- 33	第167条の2 第1項第2号	<p>営繕工事に伴う積算業務の効率化及び合理化を図る目的のため、昭和58年に旧建設省と都道府県及び政令指定都市が積算業務に関するソフトウェアの共同開発と共同利用を推進するため、「営繕積算システム開発利用協議会」を発足した。</p> <p>営繕積算システムは、本協議会からの依頼により(一財)建築コスト管理システム研究所が開発・整備し、著作権・所有権を有していることから、契約の相手方として選定した。</p>	特命随意 契約
2	技術・建設 業課	令和6年度電 子納品保管管 理業務委託	令和6年 8月7日	4,598,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7- 13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、「公共施設情報管理システム」を活用し、電子納品(成果品データ)を保管管理するものである。併せて電子化されていない過去の成果(マイクロフィルム等)を電子化し、同システムに登録する事により、さらなる利便性の向上を図る。</p> <p>(公財)沖縄県建設技術センターでは、沖縄県土木建築部所管の公共施設情報を統合的に管理する「公共施設情報管理システム」を構築し、電子納品の他、道路、河川、海岸等、各データの管理・提供を開始しているところである。</p> <p>同システムを活用した電子納品保管管理を実施することにより、台帳等の管理施設情報と連携して、工事、委託の電子成果品データが検索、取得できるため、これまで以上に公共施設管理者の適正かつ効率的な業務の支援が可能であるため、同システムに関する著作権・所有権を有する沖縄県建設技術センターを契約の相手方として選定した。</p>	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
3	海岸防災課	国道449号災害復旧工事(令和5年災2号)	令和6年9月12日	341,550,000	(株)大寛組・(有)富島建設 特定建設工事共同企業体	沖縄県那覇市東町16番9号	第167条の2 第1項第5号	本工事は、令和5年8月の台風6号により被災した国道449号の災害復旧工事である。 令和6年7月契約予定で一般競争入札(総合評価方式)を実施したところ、1者の入札があったが、入札者が取り扱ひの対象となったことから不調となった。 当該現場は災害発生箇所であり、早期に復旧する必要があるが、再度の入札に時間を要することで、被害の拡大や再被災の恐れがあり、県が不利益を被る可能性があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約を行った。 なお、不特定多数に広く参加を求める一般競争入札で公告し、入札参加者は1者のみであったことから、見積書の徴収はその1者から行った。	特命随意契約
4	港湾課	令和6年度港湾脱炭素化推進計画策定業務委託	令和6年9月5日	26,961,000	株式会社日本港湾コンサルタント・株式会社沖技共同企業体 ①(株)日本港湾コンサルタント 九州支店 沖縄事務所 ②(株)沖技	①沖縄県那覇市松山2丁目4番11号 ②沖縄県浦添市勢理客4丁目17番11号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書に基づいて仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できることから、簡易公募型プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、2社から応募があり、提出された技術提案内容等を審査会において審査したところ、受注者として最も優れた提案を行った左記の業者が特定されたため、契約の相手方として契約した。	
5	空港課	南大東空港滑走路等改修工事(R6-1)	R6.7.24	367,400,000	(株)丸憲・(有)牧野建設 特定建設工事共同企業体	沖縄県那覇市泉崎1-16-5	第167条の2 第1項第8号	2度一般競争入札に付したが、1度目は応札者がなく入札不調、2度目は1社入札に応じたものの、予定価格超過となり落札業者がいなかった。 そのため、2度目の入札に応じた業者と見積合わせにより、随意契約による契約締結を行った。	
6	空港課	宮古空港照明施設改良工事(R6-3)	R6.9.10	62,150,000	株式会社 大輝	沖縄県豊見城市字我那覇445-12	第167条の2 第1項第8号	指名競争入札に付したが、予定価格と入札額が合わず落札業者がいなかった。 そのため、入札に応じた業者2者と見積合わせにより、随意契約による契約締結を行った。	

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
7	空港課	下地島空港及び周辺用地マスタープラン検討業務	R6.9.24	4,961,000	株式会社オリエンタルコンサルタンツ沖縄支社	沖縄県那覇市久茂地2-22-10	第167条の2 第1項第2号	当該契約は、都市計画等の面的な計画に関する専門的な知識が要求されるものであり、技術提案に基づいて事業者を選定する方が、優れた成果を期待できることから、プロポーザル方式による事業者選定を行い、随意契約による契約締結を行った。	
8	都市計画・モノレール課	沖縄都市モノレール輸送力増強事業費用便益分析業務(R6)	R6.9.4	2,541,000	パシフィックコンサルタンツ株式会社 沖縄支社	沖縄県那覇市前島三丁目1番15号	第167条の2 第1項第2号	○契約の性質・目的が競争入札に適しないため ・本業務は、沖縄都市モノレール輸送力増強事業における費用便益分析(諸条件を変更した再計算)を行うものであり、専門的な知見を要する業務である。 また、平成30年度に実施した需要予測モデルを用いて一貫した分析を行う必要があり、過去業務の受注者以外の者に履行させることが困難かつ非効率的であるため。 (仮に、別事業者が実施する場合、当該需要予測モデルを一から構築する必要があり、その場合H30実績と同等額の経費がかかる見込み。 (H30最終請負額: 39,700,460円))	特命随意契約
9	都市計画・モノレール課	令和6年度てだこ浦西駅交通結節機能強化調査検討業務	R6.9.4	17,490,000	八千代エンジニアリング株式会社 沖縄事務所	沖縄県那覇市久茂地三丁目21番1号	第167条の2 第1項第2号	○契約の性質・目的が競争入札に適しないため ・本業務は、沖縄都市モノレールてだこ浦西駅における交通結節機能の強化及び利便性向上・賑わい創出等に向け、現状分析及び課題整理を行い、機能強化策及び整備計画の検討等を行うものである。 モノレール駅を中心とした交通結節機能強化に関する専門的な知識が求められることや県内実績が少ないことから、提出された企画提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できるため、プロポーザル方式による随意契約を採用する。	
10	都市計画・モノレール課	令和6年度沖縄らしい風景づくりに係る人材育成業務	R6.7.12	15,587,000	一般社団法人 沖縄しまたて協会	沖縄県浦添市勢理客四丁目18番1号 3/20	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ左の社より応募があった。企画提案内容等を審査会において審査したところ、当該業務の履行に適していたため、契約の相手方として選定した。	

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
11	都市計画・ モノレール 課	令和6年度風 景づくりに係る シンポジウム及 び協議会運営 等業務	R6.8.5	6,083,000	沖縄しまたて協会・丸正 印刷共同企業体 ①一般社団法人 沖縄し またて協会 ② 丸正印刷株式会社	①沖縄県浦添市勢理客4 丁目18番1号 ②沖縄県中頭郡西原町 小那覇1215番地	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ 左の社より応募があった。企画提案内容等を審 査会において審査したところ、当該業務の履行 に適していたため、契約の相手方として選定し た。	
12	都市公園 課	首里城公園首 里杜館消火設 備等改修工事 (その2)監理 業務	令和6年7 月25日	1,892,000	(株)うるま設備設計	沖縄県うるま市字江洲3 55 芝ビル3-A	第167条の2 第1項第2号	当該工事は、施設を使用しながらの改修工事 であることに加え、多岐にわたる設備、不可視 部分の対応、夜間作業を伴い、施設運用上・施 工上の制約がある。当該工事の監理業務にあ たり、施設管理者との調整、現場調査及び計画 の決定に至る過程を熟知している、当該施設 の調査、設計業務を実施した者を契約の相手 方として選定した。	特命随意 契約
13	首里城復 興課	令和6年度首 里城復興イベ ント運営事業委 託業務	令和6年 7月9日	35,000,000	株式会社シュガートレイ ン・有限会社アイディー・ ブランド共同企業体 ①(株)シュガートレイン ②(有)アイディー・ブランド	①沖縄県那覇市首里儀 保町2丁目13番地 2階 ②沖縄県那覇市銘苅1丁 目2番22号 前幸ビル301 号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ 3社から応募があった。企画提案内容等を選定 委員会において審査したところ、左の社案は、 魅力的なイベント内容を提案したことから、特に 評価が高く、総合得点でも最も高得点であった ため、契約の相手方として選定した。	
14	首里城復 興課	令和6年度首 里城公園管理 体制構築検討 業務委託	令和6年 7月30日	26,917,000	株式会社 国建	沖縄県那覇市久茂地1- 2-20	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ 1社から応募があった。企画提案内容等を選定 委員会において審査したところ、左の社案は 審査委員会の選定基準に達していると認めら れたため、契約の相手方として選定した。	
15	首里城復 興課	令和6年度県民 等参画促進事 業業務委託	令和6年 9月20日	13,577,000	協同組合沖縄産業計画	沖縄県那覇市上之屋314 番地2 サンメディア3階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ 2社から応募があった。企画提案内容等を選定 委員会において審査したところ、左の社案は 魅力的な内容を提案したことから、総合得点で 最も高得点であったため、契約の相手方として 選定した。	
16	建築指導 課	令和6年度被災 建築物の応急 危険度判定体 制整備業務	令和6年8 月22日	2,514,600	公益社団法人 沖縄県建築士会	沖縄県浦添市西原1-4- 26	第167条の2 第1項第2号	応急危険度判定は地震により被災した建築物 について、その後の余震等による倒壊や落下・ 転倒危険物等の危険度を判定し、その結果を 表示する制度であり、本業務では、応急危険度 判定士の養成、模擬訓練業務を委託するもの である。同法人は、熊本地震での派遣実績を 有する他、応急危険度判定及び同訓練の技 術・ノウハウを持つ唯一の団体であるため。	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
17	建築指導課	令和6年度簡易診断技術者派遣等事業委託業務	令和6年9月2日	13,050,400	特定非営利活動法人 沖縄県建築設計サポートセンター	沖縄県浦添市西洲2丁目6番地6	第167条の2 第1項第2号	本業務は建築構造に関する高度な知識と、構造解析に関するノウハウを有することが要求される。 そのためプロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。参加表明書、技術提案書について技術審査会及び指名審査会において審査し、左記の者を契約の相手方として選定した。	
18	建築指導課	沖縄の気候風土適応住宅検討事業委託業務(R6)	令和6年7月11日	2,967,800	特定非営利活動法人 蒸暑地域住まいの研究会	沖縄県浦添市伊祖1丁目32番1号 伊祖ビル202号	第167条の2 第1項第2号	本業務において、業務の遂行にあたり沖縄の自然的社会的条件の特殊性及び気候風土に応じた住宅の特徴を熟知し、県内の住宅の省エネルギーに関する実測データや研究実績を有している必要がある。 そのため委託先については、類似の事業を受託した実績があり、沖縄の省エネルギー住宅の研究開発実績及び実測データ等を保有する左記相手方以外に実施可能な法人が見当らず、随意契約適用基準に該当するものとして、契約を行った。	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
19	施設建築課	県営胡屋高層住宅昇降機改修工事	令和6年7月31日	53,586,500	(株)沖縄日立	沖縄県那覇市安謝230番地	第167条の2第1項第2号	<p>本工事は、県営胡屋高層住宅に設置されている既設エレベーターについて、建築基準法施行令の一部改正による耐震構造強化・戸開走行保護装置・P波感知式地震時管制運転装置の追加及びメーカー部品供給停止に伴う改修工事を行うものである。</p> <p>当該エレベーターは、メーカーの(株)日立ビルシステムの県内代理店であり施工業者である(株)沖縄日立により設置された。</p> <p>工事発注にあたって、近年の県発注エレベーター工事の受注実績がある施工業者から参考見積りを徴収したところ、(株)沖縄日立以外は、安全及び品質が保証できない等の理由により、見積書の提出を辞退している状況である。</p> <p>エレベーターは各社独自の技術により製造されており、メーカー及びその系列の施工業者でなければ部品の追加や制御装置等の改修ができないという現状がある。そのため、特定の者と契約しなければ改修工事の目的を達成できないケースであると思慮される。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと思われ、左記の者と随意契約を締結。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
20	施設建築課	県営与那原第二団地・赤嶺市街地住宅昇降機改修工事	令和6年8月6日	98,994,600	沖縄パナソニック特機(株)	沖縄県那覇市西2丁目15番1号	第167条の2第1項第2号	<p>本工事は、県営与那原第2団地・赤嶺市街地住宅に設置されている既設エレベーターについて、建築基準法施行令の一部改正による耐震構造強化・戸開走行保護装置・P波感知式地震時管制運転装置の追加及びメーカー部品供給停止に伴う改修工事を行うものである。</p> <p>当該エレベーターは、メーカーの(株)日本オーチスエレベーターの県内代理店であり施工業者である沖縄パナソニック特機(株)により設置された。</p> <p>工事発注にあたって、近年の県発注エレベーター工事の受注実績がある施工業者から参考見積りを徴収したところ、沖縄パナソニック特機(株)以外は、安全及び品質が保証できない等の理由により、見積書の提出を辞退している状況である。</p> <p>エレベーターは各社独自の技術により製造されており、メーカー及びその系列の施工業者でなければ部品の追加や制御装置等の改修ができないという現状がある。そのため、特定の者と契約しなければ改修工事の目的を達成できないケースであると思慮される。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと思われ、左記の者と随意契約を締結。</p>	特命随意契約
21	施設建築課	浦添職業能力開発校実習棟屋根改修工事	令和6年9月11日	28,050,000	(株)正吉建設	沖縄県那覇市字仲井真365-2	第167条の2第1項第8号	<p>本工事は、以下のとおり入札不落となった経緯がある。</p> <p>①令和6年6月19日 一般競争入札 不落。 ②令和6年8月8日 一般競争入札 不落。 (1回目入札で1者中1者が予定価格超過、2回目入札で1者中1者が予定価格超過、3回目入札は不着となり、取り止め。)</p> <p>以上により、再度の入札に付し落札者がいなかったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、再度の入札において最低額を入札した左記相手方から見積りを徴し、随意契約を締結。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
22	施設建築課	沖縄県立宮古青少年の家耐震改修工事監理業務	令和6年7月9日	1,430,000	(有)設計集団閃	沖縄県那覇市泊2-1-10	第167条の2 第1項第2号	<p>沖縄県立宮古青少年の家耐震改修工事設計業務(以下「設計業務」という。)については、左記設計者が受注しており、令和5年3月3日に完了している。</p> <p>本業務は、耐震改修工事における監理業務であり、専門的知識を要する。また、工事を行うなかで把握される外壁、柱、基礎等の構造躯体の劣化により、設計段階では把握できなかった工事必要箇所が顕在化する可能性があり、計画の変更が想定される。</p> <p>本業務は、計画の変更が生じた際の検討業務も含まれ、現場を停滞させることなく、円滑に対応することが求められ、施設の劣化状況の対処方法に精通している必要がある。</p> <p>よって、現場の状況等に特に精通した者を契約の相手方とする必要があることから、競争入札に適しないものとする。</p> <p>左記設計者は、設計業務を通して、施設管理者や施設利用者の状況把握、施設の状況に精通していることから、改修工事における不測の事態に迅速に対応ができ、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮される。</p> <p>以上のことから、耐震改修工事という工事内容の特殊性により、左記設計者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
23	施設建築課	沖縄コンベンションセンター外壁等改修工事(会議棟A)監理業務	令和6年9月18日	1,485,000	(有)かなえ設計	沖縄県那覇市仲井真357-5	第167条の2第1項第2号	<p>工事監理の対象となる工事内容は、既存施設の外壁改修および防水改修工事を行うものである。</p> <p>当該改修工事は、設計段階において把握できなかった劣化箇所が出現する可能性が高く、現場の状況を確認しながら工事を進めるため、これに対する工法検討等において適切な対応が必要となる。</p> <p>当該工事に係る設計業務、施設調査については左記相手方が行い、令和6年5月に完了している。設計業務・現場調査をとおして、当該施設の制約についても把握しており、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮される。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと思われ、左記の者と随意契約を締結。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
24	施設建築課	沖縄県立若夏学院屋内運動場改築工事設計意図伝達業務	令和6年7月1日	1,358,500	(株)都市建築設計	沖縄県那覇市古波蔵4丁目1-1	第167条の2第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県立若夏学院屋内運動場改築工事の実施設計業務において実施した当該施設の設計意図を工事受注者等に正確に伝える業務である。</p> <p>設計意図伝達業務とは、設計者以外に知り得ない設計意図のうち、設計図書のみでは表現することができないことについて、工事施工段階において工事受注者等に正確に伝えるためのもので、設計業務における成果図書等に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う業務である。(R6-告示第8号 別添一-1-三)</p> <p>したがって、本業務の性質上、契約を履行できる者は当該施設の設計担当者となる。</p> <p>沖縄県立若夏学院屋内運動場改築工事の実施設計業務は、令和4年度に一般競争入札により「若夏学院屋内運動場解体及び改築設計業務」として、「株式会社 都市建築設計」が受注しており、令和5年3月に完了している。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと思われ、左記の者と随意契約を締結。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
25	施設建築課	沖縄コンベンションセンター 劇場棟照明設備・展示棟中央 監視装置改修 工事監理業務 (R6)	令和6年7 月17日	2,948,000	(株)環境設計国建	沖縄県那覇市久茂地1丁 目2-20	第167条の2 第1項第2号	<p>今回、工事監理の対象となる工事内容は、沖縄コンベンションセンターの劇場棟照明設備、展示棟中央監視装置及び自動火災報知設備の改修工事である。</p> <p>当該施設は、築年数35年以上が経過し、設備の劣化が進んでいるため、設計時には把握しきれなかった新たな事項が工事中に判明する可能性が高い。また、イベントや催事で利用されるなど、通年を通して利用者が多いことから、施工上の制約が非常に多い。</p> <p>以上のことから、監理業務では効率的な工程管理や調整が求められ、不測の事態に迅速に対応するには、施設利用状況、照明及び中央監視装置等の設備状況、施設管理者の要望等を十分に把握している必要がある。</p> <p>左記相手方は、設計業務を担当したことから、施設管理者との調整内容及び設備の劣化状況について熟知しており、工事の確実かつ円滑な進行が図られるものと思慮される。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと思われ、左記の者と随意契約を締結。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
26	施設建築課	糸満青少年の家大規模改修工事監理業務	令和6年7月30日	4,001,800	アアキ前田(株)	沖縄県那覇市首里平良町1丁目29-8 ライオンズマンション首里102号	第167条の2 第1項第2号	<p>今回、工事監理業務の対象となる工事内容は、糸満青少年の家の建築、電気及び機械設備を含めた大規模な改修工事であり、施設を運営しながらの工事となっている。</p> <p>当該工事の設計は、目視で確認できる範囲で行っており、施工段階で新たな事項が確認された場合には、変更設計等迅速な対応が必要となる。</p> <p>当該施設は、主に県内の学校を対象とした集団宿泊をする施設である。宿泊は通年してあるが、電気設備、給排水設備、昇降機の改修工事のため11～1月にかけて休館することで設計時に調整を行った。休館期間が3ヶ月間と限られていることや改修範囲が広いことから施工上の制約が非常に大きい。</p> <p>限られた工期内で工事を遂行するためにも、監理による効率的な工程管理・調整が求められ、不測の事態に対応するには、現場の状況に精通している必要がある。</p> <p>左記相手方は、設計業務を担当していることから、施設管理者との調整、現場調査及び計画の決定に至る過程も熟知しており、工事の確実なる円滑な進行が図られるものと思慮される。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと思われ、左記の者と随意契約を締結。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
27	施設建築課	沖縄県立農業 大学校解体工 事監理業務	令和6年8 月1日	9,570,000	(株)山口設計	沖縄県うるま市字塩屋 452-1	第167条の2 第1項第2号	<p>沖縄県立農業大学校解体工事については、1工区から4工区に分かれている。各工区複数棟の解体があり、アスベスト含有建材の撤去工事も含まれており、外構関係の各工区の取り合いも複雑であることから、各工程管理や関連工事間の密な調整が求められている。</p> <p>特に、当該敷地は、土壌汚染が確認されている部分があり、営農支援課で発注している土壌汚染調査の結果を踏まえた工程管理が必要となっている。また、本工事完了後は、公立北部病院の新築工事が計画されているため、北部医療組合との連携が要求されている。</p> <p>当該敷地周辺状況においては、保育園や学校などの施設があり、解体工事に伴う騒音・粉塵対策などの周辺環境への配慮がより一層必要となっている。</p> <p>さらに、既存建築物の図面が乏しく、基礎(杭の有無)などの不可視部分で不明な箇所があり、設計段階では予期し得ぬ事態が発生した場合は、迅速かつ適切な対応が求められることとなる。以上のことから、本工事では各種条件などの制約が複数ある。</p> <p>左記相手方は、本工事の設計業務を担当しており、現場の状況を十分に把握し、業務内容に精通していることから、工事における的確な指示及び不測の事態等発生時には迅速な対応が期待でき、工事の確実で円滑な進捗が図れるものと思慮される。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき左記相手方と随意契約を締結。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
28	施設建築課	沖縄県工業技術センター受変電設備改修工事(SUB1受変電室)監理業務	令和6年7月29日	1,573,000	(株)ニライ設備設計	沖縄県那覇市字識名1195-1	第167条の2第1項第2号	<p>沖縄県工業技術センター受変電設備改修工事設計業務(以下「設計業務」という。)については、左記設計者が受注しており、令和5年12月18日に完了している。</p> <p>本業務は、改修工事における監理業務であり、工事を行うなかで、設計段階では把握できなかった工事必要箇所が顕在化した際に、変更設計等迅速な対応が求められる。</p> <p>また、停電作業を伴う工事であり、入居者にも影響が見込まれることから、現場を停滞させることなく、円滑に対応することが求められ、想定外施設の劣化状況の対処方法に精通している必要がある。</p> <p>よって、現場の状況等に特に精通した者を契約の相手方とする必要があることから、競争入札に適しないものとする。</p> <p>左記設計者は、設計業務を通して、施設管理者との調整及び現場調査による施設の劣化状況及び入居者等の業務内容に精通していることから、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮される。</p> <p>以上のことから、改修工事という工事内容の特殊性により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと思われ、左記の者と随意契約を締結。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
29	施設建築課	県営団地昇降機改修工事監理業務(胡屋・赤嶺)	令和6年8月13日	1,320,000	(資)環境設計無限	沖縄県沖縄市諸見里三丁目17番5号	第167条の2第1項第2号	<p>当該業務は、公営住宅の昇降機設備における現行耐震基準等への適合化等を行うための改修工事の監理業務である。当該工事の設計業務については、令和5年度に左記設計者により完了している。対象工事は既存設備を改修する工事であるため、机上の検討や現場確認だけでは分からない部分が発生し、修正設計の必要が生じる可能性が考えられる。</p> <p>また、各工事とも団地住民が平常通りに居住している中での工事となることから、工事中は住民の安全確保が最重要となる。さらには工事期間中は昇降機が使用出来ない期間があり、改修工事の進捗状況で住民生活に多大な影響を与えることとなる。そのため、工事は安全かつ円滑な施工及び進捗が必要になり、現況を詳細に把握したうえで監理業務を遂行する必要がある。</p> <p>万一、修正設計が必要になった場合も、住民への負担を考慮した場合、迅速な設計変更が不可欠である。本件工事の設計業務の受注者である(資)環境設計無限は、綿密な現場調査及び改修履歴、並びに昇降機の利用状況の確認を行っており、該当昇降機において既存施設を運用しながらの施工の留意事項等も把握している。工事期間中設計変更が必要になった場合も、上記の理由により、迅速な修正設計への対応が可能である。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき左記相手方と随意契約を締結。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
30	施設建築課	陽明高校プール等解体工事 監理業務	令和6年9月3日	2,904,000	(株)ワールド設計	沖縄県那覇市古島1-15-5、1F	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、陽明高校プール等解体工事に係る監理業務である。</p> <p>今回解体予定のある敷地内及び隣地とは高低差があり、工事施工においては安全性への配慮が必要となっている。</p> <p>また、解体工事エリアは学校内となり学校使用中の工事となるため、設計段階では予期し得ぬ事態が発生した場合は、迅速かつ適切な対応が求められることとなる。</p> <p>以上のことから、解体工事の対象となる施設において構造上、施設利用形態上の制約があると判断される。</p> <p>左記相手方は解体工事の実施設計業務を担当しており、現場の状況を十分に把握し、業務内容に精通していることから、工事における的確な指示及び不測の事態等発生時には迅速な対応が期待でき、工事の確実で円滑な進捗が図れるものと思慮される。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと思われ、左記の者と随意契約を締結。</p>	特命随意契約
31	施設建築課	県営赤道団地建替工事設計業務(第2期・併行防音及び修正設計)	令和6年9月6日	1,716,000	(株)根路銘設計・(株)山口設計・(株)ハルス建築環境設計 設計共同体 ①(株)根路銘設計 ②(株)山口設計 ③(株)ハルス建築環境設計	①沖縄県那覇市首里石嶺町三丁目75-1 ②沖縄県うるま市字塩屋452-1 ③沖縄県那覇市銘苅1丁目11-14	第167条の2 第1項第2号	<p>今回対象の設計業務は、令和4年4月30日に完了した「県営赤道団地建替工事(第2期)実施設計業務」の併行防音工事設計である。</p> <p>また、実施設計完了後2年以上経過したため、単価設定の見直し(見積の取直しを含む)を行う業務となっている。</p> <p>いずれの業務も実施設計業務の修正設計である。</p> <p>左記実施設計受託者は実施設計の内容を十分理解しており、短期間でも的確かつ円滑に業務遂行ができることが期待される。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと思われ、左記の者と随意契約を締結。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
32	北部土木 事務所	北部管内交通 安全・渋滞対策 工事(R6)	9月11日	35,200,000	(有)丸崎建設	沖縄県本部町字伊野波7 28-1	第167条の2 第1項第8号	<p>本工事は、国道449号における交通安全対策 工事及び名護本部線、白銀橋交差点における 渋滞対策工事である。</p> <p>本工事は渋滞対策工事として2度指名競争入 札を行ったが、いずれも1社のみ入札であり 取りやめとなった。3度目に一般競争入札を 行ったが応札者なしで不調となり、4度目は交 通安全対策工事と合併して工事規模を拡大、さ らに難工事指定を行って一般競争入札を実施 し、1社応札があったが予定価格超過で不落と なった。</p> <p>再度の入札手続きの時間的余裕がないた め、一般競争入札で応札のあった業者を選定 した。</p>	特命随意 契約
33	北部土木 事務所	我喜屋ダム管 理所修繕工事 (R6・機械)	9月25日	16,115,000	(有)友屋工業	沖縄県名護市字伊差川9 67-1	第167条の2 第1項第5号	<p>本工事は、我喜屋ダム管理所の空調設備等 を更新する工事である。</p> <p>1度一般競争入札を行ったが応札した1者が 最低制限価格未滿で不調となった。その後、唯 一稼働していた空調設備が故障により停止とな り、ダムの観測機器及びメインコンピュータへの 影響が懸念され、緊急で空調設備の更新が必要 となったことから、一般競争入札で応札の あった業者を選定した。</p>	
34	北部土木 事務所	羽地大川災害 復旧設計業務 委託(R6)	7月30日	5,808,000	(株)岩下建技コンサルタ ント	沖縄県浦添市前田2-1 9-16	第167条の2 第1項第5号	<p>本業務は、羽地大川における災害復旧工事の ための設計業務である。</p> <p>6月の大雨によりR5年度の台風による被災 部分が増大、今後も被害拡大が懸念される。背 後地は民地となっており、安全性確保が必要な ため早急に復旧しなければならない。</p> <p>増破した部分を含め、改めて被災原因メカニ ズムの検証が必要なこと、去年の設計時に測 量を実施し現場状況を熟知していることなどか ら、早期かつ確実な業務を履行できる左記業 者と随意契約を締結した。</p>	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
35	北部土木 事務所	名護運天港線 道路台帳調書 作成業務委託 (R6)	8月23日	2,244,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、名護運天港線(旧道)の道路台帳 図作成に係る、道路台帳図関連照査及び道路 台帳調書作成を行う業務である。 道路台帳の調書については、当該法人が一 元管理を行っていることから、本業務におい ても当該法人において実施し、一元管理する ことが今後の道路管理上も必要であるため、 随意契約の相手方とした。	特命随意 契約
36	北部土木 事務所	国道449号災 害復旧工事(令 和5年災2号)	9月12日	341,550,000	(株)大寛組	沖縄県那覇市東町16- 9	第167条の2 第1項第5号	本工事は、国号449号(名護市安和地区)護岸 の災害復旧工事である。 一般競争入札(総合評価方式)で公告を行った ところ、1者の入札があったが、入札者が取り 抜け対象となったため、入札は取り止めとな った。 現在、国道449号は護岸の被災により道路の防 護機能が低下しており、早期に機能回復を図る 必要があるが、再度競争入札により公告手続 きを行う場合、完成時期が令和7年度にずれ込 むため、災害復旧工事の完成前に台風等の異 常気象を受ける恐れがある。 その場合、被災範囲が拡大するとともに、それ まで実施した工事も手戻りになるため、復旧に 当たりより多くの費用を投じなければならない。 以上により、再度競争入札により公告を行う場 合、災害復旧の時期を失し県が不利益を被る ことになることから、本工事は地方自治法施行 令第167条の2第1項第5号の要件に基づき、 随意契約を行う。	特命随意 契約
37	中部土木 事務所	街路事業草刈 清掃業務委託 (R6)	令和6年7 月2日	3,190,000	(公社)沖縄市シルバ ー人材センター	沖縄県沖縄市美原3丁目 1番1号	第167条の2 第1項第3号	本業務は胡屋泡瀬線(沖縄市内)の草刈清掃 を行う業務であり、地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号、高齢者等の雇用の安定等 に関する法律に規定するシルバー人材セン ター連合から役務の提供を受けるため、沖縄市 に事業所を設ける当センターと随意契約を締結 した。	

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
38	中部土木 事務所	幸地インター線 工事調整会議 業務委託(R6 -1)	令和6年7 月17日	1,870,000	(株)中央建設コンサル タント	沖縄県浦添市宮城5丁目 12番11号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「工事調整会議」実施要領(平成27年10月19日付土技第898号、以下「実施要領」)に基づく工事調整会議を実施し、当該工事に係る設計思想を設計者から施工者に正確に伝達するとともに、三者間の各種情報を共有することにより、当該工事の品質確保を図ることを目的としている。 調整会議の対象工事については、供用中町道の改良や、大規模な切り土工が含まれること等から速やかな課題解決、迅速な対応が必要となる。 以上より、本業務の目的を速やかかつ十分に履行できる者は、当該工事に係る設計者に限られることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(沖縄県随契契約ガイドライン(2)-10-オ)の規定により、対象工事の設計を行った事業者(1者)による特命随契契約を締結した。	特命随意 契約
39	中部土木 事務所	公園事業等技 術審査支援業 務委託(R6- 1)	令和6年8 月8日	1,771,000	(公財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく総合評価落札方式による公園工事等の発注関係事務(技術審査)である。本業務の内容は、工事発注資料作成(公告文(案)、入札説明書(案))及び工事入札参加者から提出される技術資料の分析・整理及びヒアリング記録作成であり、発注工事情報に接することになるため、建設コンサルタント等を対象とした競争入札には適さない。 (公財)沖縄県建設技術センター(以下、建設技術センター)は、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事に資する適正な品質確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出捐により設立された財団である。このような趣意で設立された建設技術センターは、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されており、発注関係事務を公正に行う条件を備えていることから、特命随意契約を締結した。	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
40	中部土木 事務所	県道20号線 (泡瀬工区)架 設桁設備機械 損料算定業務 委託(R6)	令和6年9 月17日	3,190,000	(一社)日本建設機械施 工協会	東京都港区芝公園3丁目 5番8号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備における架設桁設備について、供用日数の増加に伴う損料の再算定を行うこと、また、県道20号線(泡瀬工区)架設桁設備機械損料算定業務委託(H30)で設定した架設桁歩掛りについて解体方法決定に伴う、歩掛りの再検討を行う業務である。本業務の実施にあたっては、建設機械施工の知識に精通していることや、建設機械損料算定及び積算基準の構成要素となる建設機械設備に関する高度な専門的知識と豊富な経験が不可欠である。さらに、幅広い行政分野にわたる技術的検討能力・情報収集能力が必要であるほか、中立性・公平性を有する必要がある。</p> <p>(一社)日本建設機械施工協会は、建設事業の機械化を推進し、国土の開発と経済の発展に寄与することを目的として設立された協会である。同協会は、機械損料に関する「建設機械等損料表」や、多種多様な架設設備機械を用いた橋梁架設工法に関する「橋梁架設工事の積算」を発行しており、本業務を遂行することができるのは当協会のみである。</p> <p>以上のことから、業務の円滑な遂行と信頼性のある業務成果が期待できるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特命随意契約を締結した。</p>	特命随意 契約
41	下地島空 港管理事 務所	下地島空港港 湾衛生調査業 務委託(R6)	R6.7.4	8,316,000	沖縄サニタリー株式会社	沖縄県那覇市西一丁目 17番19号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、感染症を媒介する有害生物の生態及び媒介する感染症、駆除方法など公衆衛生に係る専門的な知識及び技術を有する者が行う必要がある。</p> <p>沖縄サニタリー株式会社は、公益社団法人ペストコントロール協会の地区協会として設置され、蚊やネズミ等の有害生物の生息調査、その結果に応じた薬剤使用の検討などのペストコントロールが行える県内唯一の業者であることから、当該事業者と随意契約を締結した。</p>	